

西桂町 会計年度任用職員 令和6年度募集案内



令和6年度に西桂町役場や町の施設に勤務する会計年度任用職員を募集します。
従来の臨時職員・非常勤職員の制度が、「会計年度任用職員制度」に変わり、
身分は一般職の地方公務員(非常勤職員)となります。
募集する職種は一覧のとおりです。あなたの力を西桂町で発揮してください。

【任用期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日

【申込方法】

随時募集となります。必要書類を提出先へ持参または郵送してください。

※選考は応募があった順に行う予定のため、予告なく募集が終了する場合があります。

【必要書類】

- (1) 西桂町会計年度任用職員 申込書（登録書）兼履歴書
◆町のホームページから取得できます
- (2) 資格を証明する書類の写し
◆資格を要する職種を申し込む方のみ

【選考】

書類審査等により担当課が選考します。選考結果は、順次お知らせいたします。

【提出先】

総務課または担当課

≪郵送の場合≫ 〒403-0022 山梨県南都留郡西桂町小沼1501-1
西桂町役場 総務課 職員係 あて
(提出された申込書は返却致しません。ご了承ください。)

【お問合せ】

- ◆申込に関すること・・・・・・総務課職員係
- ◆業務内容に関すること・・・・各担当課

西桂町役場	TEL	0555-25-2121	
子育て支援課	TEL	0555-25-3255	(保育所)
教育委員会	TEL	0555-25-2941	(きずな未来館)
福祉保健課	TEL	0555-25-4000	(いきいき健康福祉センター)

会計年度任用職員制度の概要

臨時・非常勤職員の適正な任用や、勤務条件の確保のために、令和2年4月1日から新しく導入された非常勤職員の制度です。

☆一会計年度内で任用され、任用回数に制限はありません。

☆身分は一般職の地方公務員(非常勤職員)で、地方公務員法に定める服務規律が適用され、任用後、1か月間は条件付採用期間です。

☆会計年度任用職員の種類は大きく分けて2種類です。

種別	勤務時間	支給	職の設定
フルタイム 会計年度任用職員	週 38.75 時間	月額支給 給料、手当(期末、通勤、時間外等)、旅費	保育士、栄養士、等
パートタイム 会計年度任用職員	週 38.75 時間 未満	月額・日額・時間額支給 報酬(各種手当相当額)、期末手当、費用弁償(通勤手当相当額)	事務員、用務員、調理員、 教員、司書、等

☆会計年度任用職員も人事評価の対象です。

☆勤務条件により、社会保険(協会けんぽ等)や雇用保険に加入します。

☆労災保険(または非常勤公務員災害保険)が適用されます。

給料(フルタイム)・報酬(パートタイム)

☆常勤職員の給料表をもとに職種ごとに算出します。人事院勧告に伴い、給料表の額に変更が生じた場合は増減することがあります。

☆職種・勤務形態によって、月額・日額・時間額により支給されます。

期末手当

- ☆任用期間が半年以上で、かつ、勤務時間が週15時間30分以上の場合に支給されます。
- ☆支給対象は、6月1日及び12月1日に在職している方です。
- ☆支給割合は在職期間によって異なります。
- ☆6月期・12月期ともに支給割合は一般職に準じ支給します。

通勤手当(費用弁償)

- ☆片道の通勤距離により月額を決定します。
- ☆1週間の通勤回数が3回未満の場合は、一般職の通勤手当(月額)に準じた額を、出勤日数に応じ、日割支給します。

休暇

- ☆年次有給休暇と特別休暇(有給及び無給)が付与されます。
- ☆有給休暇には、忌引や夏季休暇などがあります。
- ☆無給休暇には、病気休暇などがあります。